

世孫尚益より福建布政使司あて、漂流民の送還を謝する咨

(一七二〇、一〇、□)

琉球国中山王世孫尚(益)、難彝の生きて故土に返る事の為にす。

査するに、康熙四十八年四月初三日、敵国属島の難彝位薩哆等六人、坐する所の船隻風を被りて飄流し、浙省境界の石浦地方に登岸す。伊等、業に浙江巡撫黃(秉中)、該県をして日に口糧を給し意を加えて軫恤せしめ、就ち具題して位薩哆等六人を將て送りて閩省に至らしめ、京より回る貢使向英等の留辺の人役と与に一処に合併して口糧を給与し、伊の船に附搭して带回せしむるを蒙る。深く朝廷の無外の恩を蒙り、且つ当道諸位の再生の徳に感ず。此の為に合に就ち咨覆すべし。貴司に移咨して事理に依るを請う。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙四十九年(一七一〇)十月 日

注(1) 当道 直接事にあたる。政權を執る。

世孫尚益の、進貢のため耳目官孟命時等を遣わすむねの符文

(一七二〇、一〇、□)

琉球国中山王世孫尚(益)、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十九年の貢期に当り、特に耳目官孟命時<sup>①</sup>・正議大夫阮維新・都通事蔡淵等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第九十号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十一号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所披の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第八十九号半印勘合の符文を給して都通事蔡淵等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>①</sup>に遇わば即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 孟命時 人伴一十二名

正議大夫一員 阮維新 人伴一十二名

都通事一員 蔡淵 人伴七名

在船都通事二員 鄭士綬 蔡燠 人伴八名

在船使者四員 毛慎思 豐良佐 向自長 麻此寧 人伴一十六名

存留通事一員 鄭廷極 人伴六名

在船通事一員 鄭士綬 <sup>④</sup> 人伴四名

管船火長・直庫四名 魏鵬 長立功 陳以栢 与那嶺

右の符文は都通事蔡淵等に付す。此れを准ず

康熙四十九年（一七一〇）十月 日給す

注（1）孟命時 生没年不詳。佐辺親雲上宗政（『家譜（二）』二六四頁、蔡燠の譜）。

（2）毛慎思 野村親方安察。一六七四―一七五三年。首里毛氏（太工廻家）六世（『家譜（二）』七七二頁）。

（3）鄭廷極 宇地原親雲上。のち正議大夫に陞る（『家譜（二）』二頁、王裕之の譜ほか）。

（4）鄭士綬 一六七五―一七二七年。宮城若秀才。久米村鄭氏（与座家）五世（『家譜（二）』六七七頁）。

（5）魏鵬 生没年不詳。久米村魏氏（慶佐次家）五世（『家譜（二）』二二三頁）。

2-05-15

世孫尚益の、進貢のため耳目官孟命時等を遣わすむねの執照

（一七一〇、一〇、〇）

琉球国中山王世孫（尚益）、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十九年の貢期に当り、特に耳目官孟命時・正議大夫阮維新・都通事蔡淵等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第九十号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十一号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所扱の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第九十号半印勘合の執照を給して存留通事鄭廷極等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開